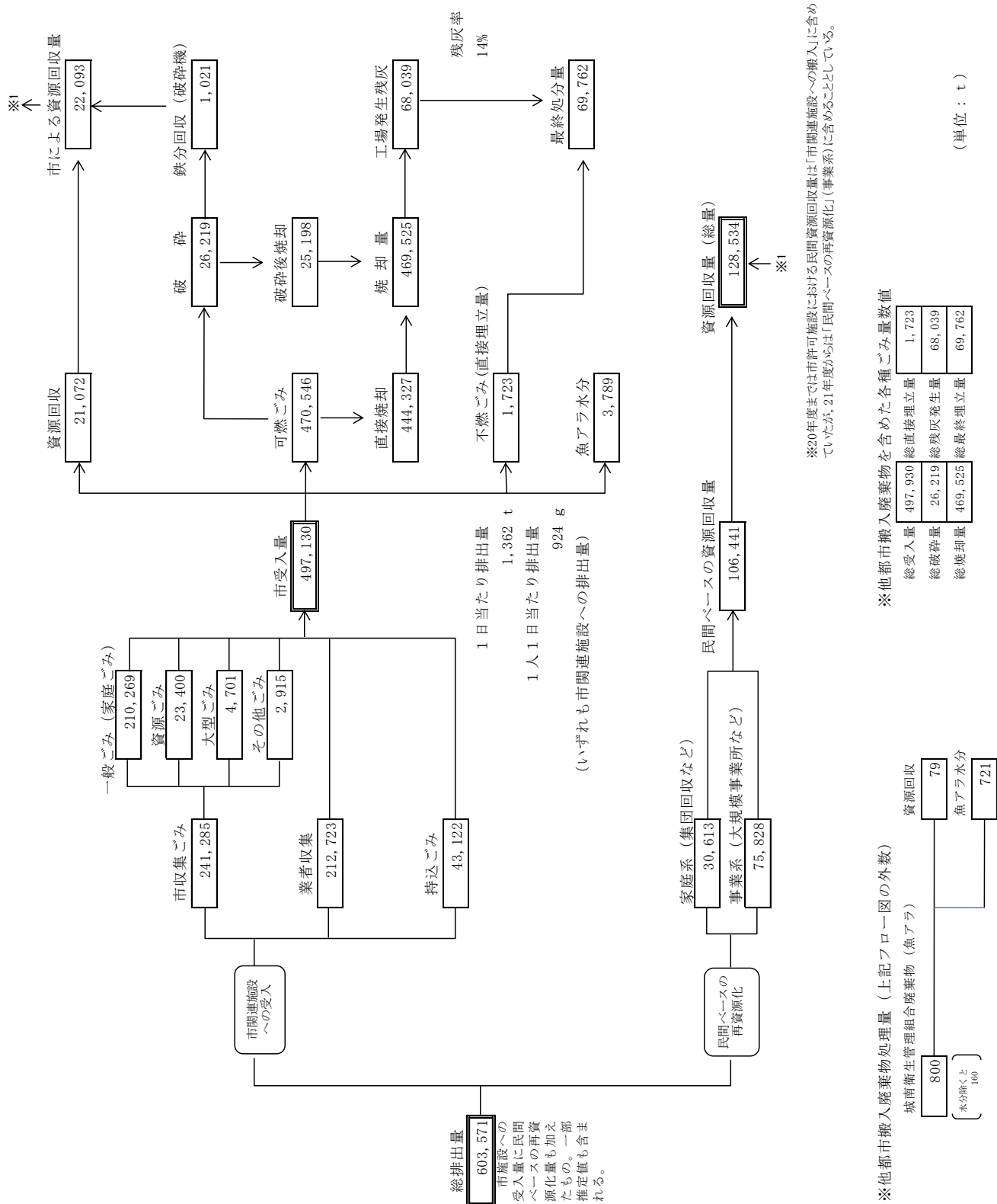


第 6 ごみ処理

1 処理実績

(1) ごみ処理フロー図(平成 22 年度実績)



(2) 収集実績（市受入量）

（単位：t）

年度 月別	市受入量		※ 3 平均 日量	市 収 集				
	※ 1 新計画の 定義	※ 2 旧計画の 定義		燃やす ごみ収集	資源ごみ収集			大型ごみ 収集
					缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装	その他の 資源ごみ	
H12（2000） 【ピーク時】	815,605	818,274	2,233	315,076	17,036		239	7,867
H14（2002）	709,194	722,770	1,943	291,197	17,135		432	6,266
H15（2003）	703,141	713,569	1,926	290,106	17,879		596	6,507
H16（2004）	691,583	704,446	1,895	283,479	17,791		942	6,139
H17（2005）	677,806	691,336	1,857	278,665	17,981		1,466	6,174
H18（2006）	653,194	668,518	1,790	262,660	16,169		1,711	6,296
H19（2007）	605,682	622,086	1,659	228,419	13,875	5,638	837	5,656
H20（2008）	574,021	584,306	1,573	216,490	13,379	10,048	880	5,164
H21（2009）	534,933	545,098	1,466	213,319	13,444	9,583	714	4,675
H22（2010）	497,130	508,068	1,362	210,269	13,318	9,397	685	4,701
4 月	43,164			18,198	1,028	823	48	419
5 月	43,502			18,392	1,035	787	50	374
6 月	41,808			17,653	1,234	811	60	379
7 月	43,443			18,390	1,249	808	60	393
8 月	42,654			18,460	1,227	789	56	391
9 月	39,566			16,252	1,369	774	54	370
10 月	40,734			16,920	1,005	724	60	380
11 月	42,387			18,441	901	765	56	408
12 月	47,435			18,360	1,347	891	57	522
1 月	37,339			16,607	906	716	75	288
2 月	34,198			15,033	906	694	47	322
3 月	40,900			17,563	1,111	815	62	455

※1：京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）の定義に基づき、市施設に搬入した一般廃棄物のみを集計

※2：京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 21～の定義に基づき、市施設に搬入した一般廃棄物に加え、業者収集及び持込における民間施設リサイクル分の一部も集計

※3：全ての年度について、京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）の定義に基づいて算出

(単位：t)

市収集		業者収集		持 込		1世帯1日排出量		1人1日排出量	
その他 ごみ収 集	合 計	※1 新計画 の定義	※2 旧計画 の定義	※1 新計画 の定義	※2 旧計画 の定義	世帯数 (世帯)	※3 (g)	人 口 (人)	※3 (g)
4,571	344,789	265,321	265,321	204,955	208,164	620,327	3,600	1,467,785	1,521
3,936	318,966	267,495	267,495	122,733	136,309	632,866	3,070	1,469,061	1,323
3,427	318,515	263,592	263,592	121,034	131,462	639,319	3,013	1,468,944	1,311
2,951	311,302	256,260	258,200	124,021	134,944	645,480	2,935	1,468,401	1,290
2,523	306,809	251,867	254,398	119,130	130,129	653,253	2,843	1,474,811	1,259
2,618	289,454	252,884	256,933	110,856	122,131	660,638	2,709	1,472,511	1,215
1,987	256,412	246,061	249,632	103,209	116,042	665,348	2,494	1,468,588	1,130
2,153	248,114	235,453	238,949	90,454	97,243	671,261	2,343	1,467,313	1,072
1,836	243,571	226,704	229,723	64,658	71,804	676,023	2,168	1,465,816	1,000
2,915	241,285	212,723	216,655	43,122	50,128	681,581	1,998	1,474,015	924
76	20,592	18,968	19,298	3,604	3,955				
102	20,740	18,879	19,205	3,883	4,268				
71	20,208	17,481	17,816	4,119	4,668				
78	20,978	18,355	18,685	4,110	4,751				
183	21,106	17,656	17,983	3,892	4,485				
80	18,899	16,917	17,245	3,750	4,336				
71	19,160	17,820	18,148	3,754	4,539				
85	20,656	17,987	18,317	3,744	4,633				
1,990	23,167	20,057	20,385	4,211	4,950				
59	18,651	16,201	16,524	2,487	2,959				
56	17,058	14,908	15,228	2,232	2,700				
64	20,070	17,494	17,821	3,336	3,884				

※世帯数・人口はいずれも10月1日現在

(3) 処理実績（市内からの総排出量）

（単位：t）

年度 月別	市による処理										
	焼却			埋立			資源回収			排水等	※1 合計 (A + B + C + E + F + H)
	A ピット 搬入	B 破碎	小計	C 不燃物	焼却 残灰	D 小計	E 破碎機か らの鉄分 回収	※1 F その他資 源回収	※1 G 小計	H 水分	
H12 (2000) 【ピーク時】	663,219	101,225	764,444	36,770	128,024	164,794	4,020	9,831	13,851	—	815,065
H14 (2002)	616,071	60,372	676,443	21,706	111,055	132,761	1,618	9,427	11,045	—	709,194
H15 (2003)	608,219	60,864	669,083	22,776	109,075	131,851	1,682	9,600	11,282	—	703,141
H16 (2004)	590,556	61,951	652,507	25,594	104,681	130,275	1,517	11,965	13,482	—	691,583
H17 (2005)	580,606	60,217	640,823	23,530	99,316	122,846	1,576	11,877	13,453	—	677,806
H18 (2006)	559,940	60,067	620,007	19,924	94,157	114,081	1,554	11,709	13,263	—	653,194
H19 (2007)	513,631	54,597	568,228	19,600	81,385	100,985	1,346	16,508	17,854	—	605,682
H20 (2008)	483,233	48,253	531,486	15,772	76,619	92,391	1,280	21,445	22,725	4,038	574,021
H21 (2009)	467,471	33,712	501,183	7,749	72,485	80,234	1,188	21,099	22,287	3,714	534,933
H22 (2010)	444,327	25,198	469,525	1,723	68,039	69,762	1,021	21,072	22,093	3,789	497,130
4 月	38,714	2,080	40,794	175	6,100	6,275	95	1,790	1,885	310	43,164
5 月	39,120	2,099	41,219	199	5,697	5,896	77	1,677	1,754	330	43,502
6 月	37,216	2,252	39,468	91	6,249	6,340	91	1,840	1,931	318	41,808
7 月	38,888	2,208	41,096	124	4,947	5,071	80	1,815	1,895	328	43,443
8 月	38,033	2,288	40,321	133	5,533	5,666	87	1,803	1,890	310	42,654
9 月	35,001	2,103	37,104	217	5,691	5,908	78	1,826	1,904	341	39,566
10 月	36,135	2,172	38,307	222	5,241	5,463	71	1,777	1,848	357	40,734
11 月	37,839	2,254	40,093	135	4,854	4,989	75	1,732	1,807	352	42,387
12 月	42,546	2,655	45,201	98	6,508	6,606	116	1,674	1,790	346	47,435
1 月	33,832	1,421	35,253	51	6,057	6,108	66	1,710	1,776	259	37,339
2 月	30,719	1,540	32,259	111	5,046	5,157	72	1,506	1,578	250	34,198
3 月	36,284	2,126	38,410	167	6,116	6,283	113	1,922	2,035	288	40,900

※1：京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)の定義による数値

「平成 21 年度環境政策局事業概要」までは[G]に含んでいた「市許可施設」における民間資源回収量を[K]に含めることとした。

(単位：t)

民間による資源回収			※1 [M] 総排出量 (I + J + K)	[N] 市による再 生利用率 (%) (G/I×100)	[O] 民間も含め た再生利用 率 (%) $\frac{(G+J+K)}{(I+J+K)} \times 100$	[P] 処理処分量 (A+B+C)
※1 [J] 家庭系	※1 [K] 事業系	※1 [L] 合計				
—	—	—	—	1.7	—	801,214
24,635	69,251	93,886	803,080	1.6	13.1	698,149
25,471	65,691	91,162	794,303	1.6	12.9	691,859
23,885	67,484	91,369	782,952	1.9	13.4	678,101
24,242	68,783	93,025	770,831	2.0	13.8	664,353
24,686	71,103	95,789	748,983	2.0	14.6	639,931
26,566	73,691	100,257	705,939	2.9	16.7	587,828
28,270	71,710	99,980	674,001	4.0	18.2	547,258
32,365	76,181	108,546	643,479	4.2	20.3	508,932
30,613	75,828	106,441	603,571	4.4	21.3	471,248

[J]及び[K] 民間による資源回収 古紙の集団回収など

(4)「京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）」に掲げるごみ減量に向けた取組目標の進ちょく状況

	上記 記号	実 績 値			目 標 値	
		12 年度 (ごみ量ピーク)	20 年度 (基準年度)	22 年度	27 年度 (中間目標)	32 年度 (目 標)
市受入量 (万 t)	[I]	82	57	50	47	39
基準年度からの削減率 (%)		—	—	△12	△18	△32
再生利用率 (%)	[O]	—	18	21	26	31
市処理処分量 (万 t)	[P]	80	55	47	44	36
基準年度からの削減率 (%)		—	—	△15	△20	△35
市最終処分量 (万 t)	[D]	16.5	9.2	7.0	3.9	2.8
基準年度からの削減率 (%)		—	—	△24	△58	△70

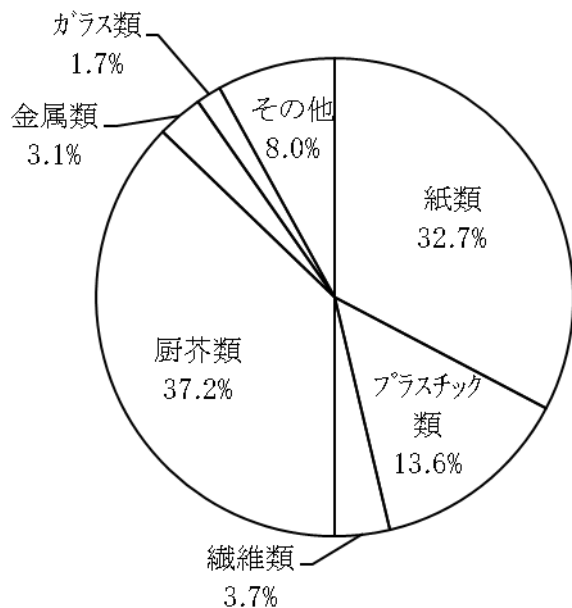
※「再生利用率」は、集団回収、店頭回収などの民間主体の再生利用も含めたものである。

(5) ごみの組成分析

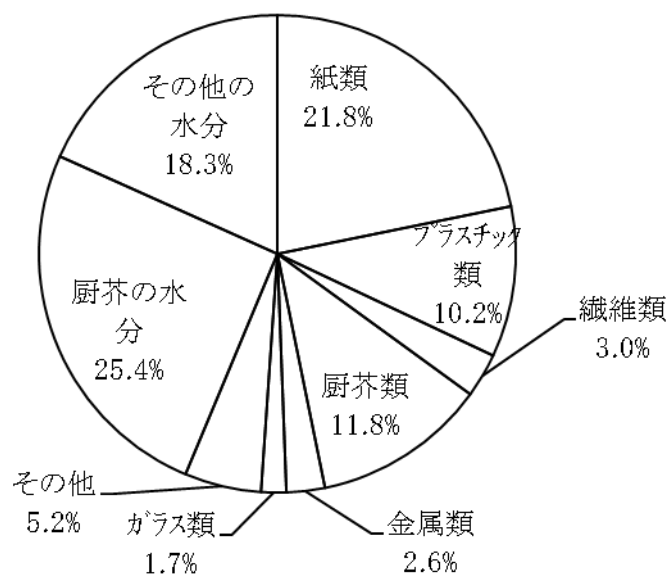
ア 燃やすごみ

(7) 物理的組成

(平成 22 年度)



＜湿重量組成＞



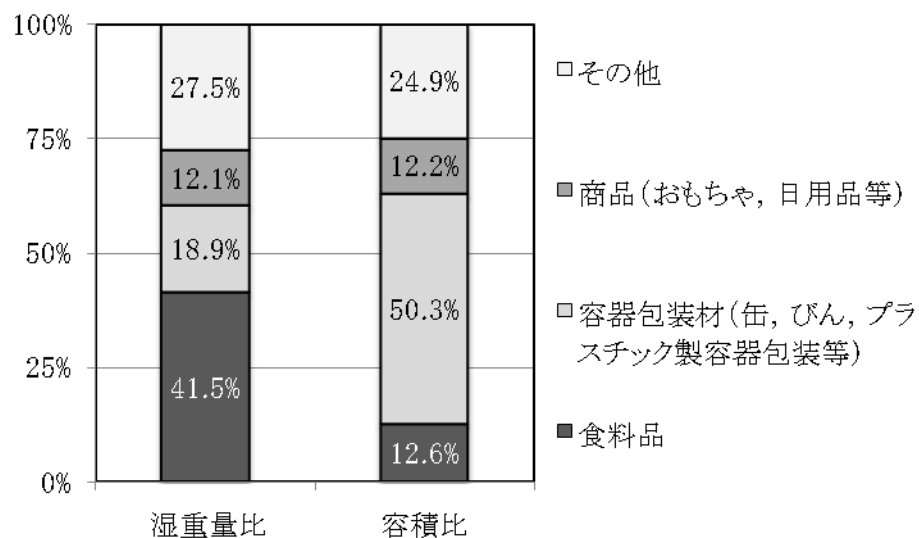
＜乾重量組成＞

(イ) 物理的組成の経年変化

単位：％（湿重量比）

年 度		S 26	S 36	S 46	S 56	H 3	H 13	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
組成区分		1951	1961	1971	1981	1991	2001	2006	2007	2008	2009	2010
可燃物	紙 類	6.9	20.7	27.6	25.6	26.8	32.4	34.9	36.1	32.1	32.8	32.7
	木材・わら類	10.6	8.4	2.2	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	0.9	0.6
	繊 維 類	1.8	1.9	5.5	3.2	4.3	3.3	6.3	4.8	3.1	3.7	3.7
	ゴ ム ・ 皮 革	0.8	1.5	0.3	0.8	0.9	0.6	0.7	0.9	0.3	0.4	0.7
	プラスチック類	0.1	1.1	11.2	13.6	13.8	15.7	16.0	14.5	13.6	13.8	13.6
	厨 芥 類	20.5	20.1	32.5	43.8	38.0	38.9	29.9	30.7	38.2	36.8	37.2
	その他可燃物	3.4	1.2	-	1.9	4.1	1.6	4.7	5.7	4.1	4.7	4.1
	小 計	44.1	54.9	79.3	89.9	88.7	93.3	93.3	93.6	92.4	93.1	92.6
不燃物	金 属 類	1.5	2.3	3.9	3.6	3.7	1.9	2.4	2.9	3.0	2.6	3.1
	土砂・陶磁器・灰	53.2	40.2	7.0	1.5	2.6	2.3	2.9	2.0	2.7	2.7	2.6
	ガ ラ ス 類	1.2	2.6	9.8	5.0	5.0	2.5	1.4	1.5	1.9	1.6	1.7
	小 計	55.9	45.1	20.7	10.1	11.3	6.7	6.7	6.4	7.6	6.9	7.4
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(ウ) 排出前使用用途別組成



(イ) 化学成分の経年変化

単位：％（湿重量比）

年度	成分	水分	灰分	可燃物	低位発熱量	見掛比重
					(kcal/kg)	(kg/L)
S 36	(1961)	36.3	31.9	31.8	1,127	－
S 46	(1971)	40.1	21.9	38.0	1,704	0.245
S 56	(1981)	46.3	14.7	39.0	1,714	0.169
H 3	(1991)	42.4	14.2	43.4	1,987	0.129
H13	(2001)	41.8	10.5	47.7	2,288	0.106
H18	(2006)	39.8	9.8	50.4	2,364	0.094
H19	(2007)	35.0	11.7	53.3	2,491	0.109
H20	(2008)	43.2	11.1	45.7	2,048	0.120
H21	(2009)	46.1	10.6	43.3	1,934	0.111
H22	(2010)	46.2	10.5	43.3	1,936	0.115

イ 業者収集ごみ

物理的組成の経年変化

単位: % (湿重量比)

組成区分 \ 年度		S 56 (1981)	H3 (1991)	H13 (2001)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)
可燃物	紙 類	28.6	38.9	48.3	49.2	45.8	40.2	38.5	42.2
	木 材 ・ わ ら 類	6.2	2.7	2.7	1.9	1.8	4.1	1.8	2.2
	繊 維 類	3.2	3.9	4.6	6.6	4.2	4.5	4.8	6.6
	ゴ ム ・ 皮 革	0.2	0.7	0.5	1.0	0.7	0.7	0.6	0.3
	プラスチック類	11.8	13.7	13.6	19.6	13.5	14.7	12.6	13.0
	厨 芥 類	36.4	24.6	23.0	11.9	22.5	23.6	29.2	25.4
	そ の 他 可 燃 物	6.3	7.5	3.6	5.0	5.2	5.3	7.0	5.4
	小 計	92.7	92.0	96.3	95.2	93.7	93.1	94.5	95.1
不燃物	金 属 類	3.5	4.1	1.9	3.5	1.9	3.8	2.7	3.0
	土砂・陶磁器・灰	0.4	0.1	0.4	0.2	1.5	1.6	0.7	0.6
	ガ ラ ス 類	3.4	3.8	1.4	1.1	2.9	1.5	2.1	1.3
	小 計	7.3	8.0	3.7	4.8	6.3	6.9	5.5	4.9
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ウ 持込ごみ

物理的組成の経年変化

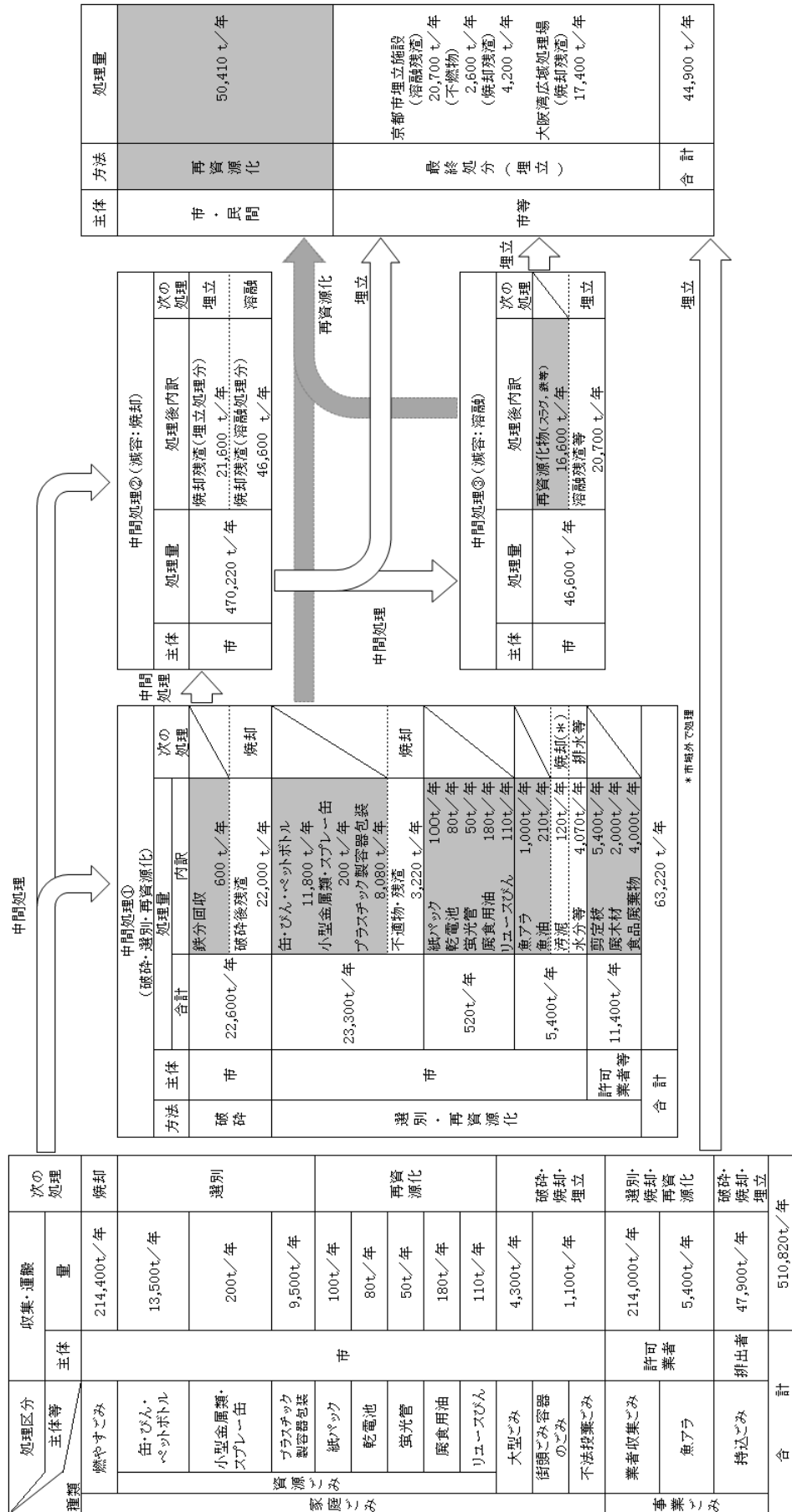
単位: % (湿重量比)

組成区分 \ 年度		S 56 (1981)	H3 (1991)	H13 (2001)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)
可燃物	紙 類	15.1	13.5	14.9	14.1	12.2	10.9	11.8	18.0
	木 材 ・ わ ら 類	23.6	33.0	44.6	49.6	33.8	49.9	42.5	53.2
	繊 維 類	2.0	2.7	2.8	5.5	6.1	8.3	11.6	15.0
	プラスチック類	1.9	4.7	2.6	3.7	2.8	2.4	3.7	6.3
	厨 芥 類	4.1	7.4	1.0	0.4	0.5	1.1	2.0	1.7
	そ の 他 可 燃 物	0.0	1.8	12.5	0.0	17.2	0.1	0.1	0.1
	小 計	46.7	63.1	78.4	73.3	72.6	72.7	71.7	94.3
不燃物	金 属 類	1.0	3.9	1.5	1.6	2.1	2.3	2.9	3.9
	土砂・がれき類	51.9	19.9	7.3	5.6	4.9	4.4	6.0	0.4
	ガラス・陶磁器類	0.4	3.9	4.0	2.9	1.9	2.1	3.4	1.4
	そ の 他 不 燃 物	0.0	9.2	8.8	16.6	18.5	18.5	16.0	0.0
	小 計	53.3	36.9	21.6	26.7	27.4	27.3	28.3	5.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※平成 21 年 10 月から告示産業廃棄物の受入を廃止している。

2 処理計画

(1) 収集運搬、中間処理及び最終処分計画



(2) 分別・排出方法

市内の全世帯から排出されるごみを全量衛生的に処理することはもとより、環境保全や資源の有効活用の観点から、ごみの減量・再資源化の促進を図るため、缶・びん・ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集を実施するほか、各種資源物の拠点回収を行っている。

			収 集 回 数	収 集 方 法
家 庭 ご み	燃やすごみ		週 2 回。ただし、精霊送りの 供物及び年末年始は、特別作 業の日程による。	有料指定袋による定点・片側・各 戸収集。ただし、精霊送りの供物 は、供物受納場所からの収集
	資 源 ご み	缶・びん・ペッ トボトル	週 1 回。ただし、年末年始は 特別作業の日程による。	有料指定袋による定点収集
		プラスチック 製容器包装	週 1 回。ただし、年末年始は 特別作業の日程による。	有料指定袋による定点収集
		小型金属類・ スプレー缶	月 1 回。ただし、年末年始は 特別作業の日程による。	透明袋による定点収集
		紙パック	随 時	拠点回収
		乾電池	随 時	拠点回収
		廃食用油	随 時	拠点回収
		蛍光管	随 時	拠点回収
		大型ごみ	申込みによりそのつど	各戸収集
	街頭ごみ容器のごみ	随 時	街頭ごみ容器からの収集	
	不法投棄ごみ	随 時	不法投棄箇所からの収集	
	事業 ごみ	業者収集ごみ		
持込ごみ				

※プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 19 年 10 月から市内全世帯へ拡大

※スプレー缶の分別収集は、平成 19 年 10 月から実施

※蛍光管の拠点回収は平成 18 年 10 月から実施

3 収集運搬

(1) 京都市ごみ収集業務改善実施計画

ア 計画の位置付け

京都市ごみ収集業務改善実施計画は、本市の置かれている現状及び京都市ごみ収集業務改善検討委員会の報告書を踏まえた、ごみ収集運搬部門における業務改善・改革のための実施計画として、平成 20 年 12 月に策定した。

これまでの廃棄物処理を中心とした業務にとどまらず、市民との「共汗（きょうかん）」により、「地球にやさしい環境共生のまちづくり」を進めるため、次の 4 つの基本方針を掲げ、平成 21 年度からおおむね 5 年間に取り組む施策や、環境政策局における徹底した行財政効率化の方針を示している。

イ 4 つの基本方針と具体的施策

(7) 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入 【徹底した効率化】

- ・平成 27 年度当初に、民間委託化率 50 パーセントを達成
- ・競争性を発揮させるための価格競争の実施 など

(イ) 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開 【共汗（きょうかん）】

- ・ごみ収集区域を 11 区域から 7 区域へと再編し、ごみ減量や美化活動等を支援する拠点機能を各区に整備
- ・地域ごとにごみ減量目標を設定 など

(ウ) 市民感覚を重視したサービスの徹底 【市民感覚】

- ・ごみ収集業務に関する P D C A サイクルの構築（京都市ごみ収集業務評価委員会の設立） など

(エ) 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化 【人材育成と意識改革】

- ・市民と共に環境にやさしいまちづくりを総合的に進める人材の育成 など

ウ 主な取組実績

(7) 家庭ごみ収集業務の民間委託化の推進

競争入札による新規委託を、平成 21 年度に伏見まち美化事務所で 7 台、平成 22 年度に北部まち美化事務所で 4 台、山科まち美化事務所で 3 台、平成 23 年度に西部まち美化事務所で 4 台、南部まち美化事務所で 5 台、伏見まち美化事務所で 1 台導入した。

(イ) 京都市ごみ収集業務評価委員会の運営

平成 21 年 3 月に市民、学識経験者の参画により設立した「京都市ごみ収集業務評価委員会」において、評価委員会の意見を基に作成した市民アンケート調査を実施するなど、市民サービスの視点でごみ収集業務を点検・評価し、市民感覚を業務の改善に反映させている。

(2) 市収集

ア 燃やすごみ

一般家庭を対象に、7 箇所のまち美化事務所が所管区域を 2 方面に分割し、月木、火金

の定曜日、週2回の収集を行っている。(平成14年10月までは月木、火金、水土の3方面に分割していた。)

収集日当日、朝8時までに決められたごみ集積場(定点)にごみを出す定点収集としており、主にパッカー車で収集し、市内4ヶ所のクリーンセンターに搬入している。パッカー車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、パッカー車へ積み替えを行っている。また、一部の中高層団地においては、コンテナ収集を行っている。

平成18年10月から有料指定袋制を実施しており、黄色の燃やすごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

イ 缶・びん・ペットボトル

缶は平成4年9月から、びんは平成8年10月から市内全世帯で分別収集を実施している。さらに、平成9年10月からはそれまでの缶・びんにペットボトルを加えた三種混合で、週1回の定曜日収集を行っている。パッカー車で収集し、市内2ヶ所の中間処理施設(南部資源リサイクルセンター、北部資源リサイクルセンター)に搬入している。

平成18年10月から有料指定袋制を実施しており、透明の資源ごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

ウ プラスチック製容器包装

平成11年10月から、分別収集手法調査として左京区及び伏見区の合計1,000世帯を対象にプラスチック製容器包装の分別収集を行い、効率的な収集運搬のあり方や、効果的な市民啓発の手法などを検討してきた。分別収集の対象世帯をその後順次拡大し、平成16年10月からは市内の1割世帯(72,000世帯)、平成19年10月からは市内全世帯を対象とし、週1回の分別収集を実施している。パッカー車で収集し、市内2ヶ所の中間処理施設(西部圧縮梱包施設、横大路学園)に搬入している。

平成18年10月からの有料指定袋制実施にあわせ、透明の資源ごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

エ 小型金属類・スプレー缶

平成14年10月から、市内全世帯を対象に、鍋、やかん、フライパン等、最長部分が概ね30cm以下の小型の金属類の分別収集を、軽四輪車で月1回実施している。平成19年10月からは、新たな収集品目として、適正処理が課題であったスプレー缶を小型金属類と一括して収集している。

中に見える透明な袋に入れ、「金属」と書いた紙を貼るか、袋に「金属」と書いて排出いただいている。

オ 大型ごみ

一般家庭から排出される不用となった家具、電化製品等の大型ごみについては、受益者負担という観点から、処理料金を徴収することが望ましいとして、平成9年10月から有料収集を実施している。電話申込みにより生活環境美化センターが収集(年間約17万件)を行っている。手数料の徴収は、市内約900箇所の取扱場所では手数料券(シール式)を販売する方式をとっており、品目ごとに400円から2,400円までの料金設定をしている。

平成13年4月に家電リサイクル法が施行されたことに伴い、指定4品目(ブラウン管テ

レビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、エアコン）を、また、平成 18 年 10 月からは、資源有効利用促進法に基づき、パソコンを大型ごみの対象から除外している。

なお、家電リサイクル法の改正により、平成 21 年 4 月から従来の指定 4 品目に加え、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を大型ごみの対象から除外している。

カ その他

(7) 死獣

犬、猫の死体は、電話申込みにより生活環境美化センターが専用車で回収している。手数料は 1 体につき 4,600 円であるが、飼い主が不明の犬、猫などについては、無料で収集している。

(イ) 精霊送りの供物

お盆に精霊送りの供物を川へ流す風習が残っているが、環境衛生上好ましくないため、寺院、各種団体の協力を得て、市内約 580 箇所に供物受納場所を設け、特別収集を行っている。

(ウ) 街頭ごみ

ごみの散乱を防止するため、市内各所の繁華街、観光地等に設定している美化推進強化区域を中心に、約 700 基の街頭ごみ容器を設置し、定期的に回収を行っている。

(エ) 不法投棄ごみ

不法投棄の常習地でのごみの散乱防止に努めるとともに、各まち美化事務所等により、市内各所で不法投棄されたごみの撤去を行っている。

キ ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

燃やすごみ、資源ごみをごみ集積場（定点）まで排出することが困難な世帯を対象として、玄関先に出されたごみを直接収集する「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を平成 20 年 1 月から実施している。ごみの排出がない場合、登録された連絡先への連絡や、希望される方にはインターホンによる声かけを行っている。

＜実績＞ 平成 23 年 3 月末時点：累計 1,968 件

平成 23 年 8 月末時点：累計 2,125 件

ク 防鳥用ネット無償貸与

本市が収集する家庭ごみの集積場所の利用者等に対して、ごみ集積場所及びその周辺の衛生及び環境の保持を目的とし、防鳥用ネットを無償で貸与し、美化活動（排出拠点管理）支援を実施している。

平成 19 年 10 月からプラスチック製容器包装分別収集を市内全世帯に拡大したことに伴い、「鳥類によるごみの散乱被害防止」だけでなく、「風雨等によるごみの散乱被害防止」を使用目的に加えている。

(3) 拠点回収

ア リュースびん

環境負荷の小さい一升びん、ビールびん等洗って繰り返し使用する「リュースびん」の再使用を促進するため、平成 16 年 6 月から、市民が身近に持参することができるスー

パーや販売店等に回収ボックスを設置し、びんのリユースが促進される新たな回収制度を開始した。

平成 18 年度には、47 店舗に回収ボックスを設置し、平成 20 年度は、本数で 9 割を超えるワンウェイびんの混入対策として、回収ボックスでの回収対象を一升びんとビールびんに限定した。平成 23 年 3 月末現在の回収拠点は行政施設も合わせて 127 拠点、平成 22 年度の回収量実績は 82 t である。

イ 紙パック

平成 9 年 10 月から、小学校、市行政機関、商業施設等に回収ボックスを設置し、紙パックの拠点回収を実施している。

平成 23 年 3 月末現在の拠点数は 294 拠点、平成 22 年度の回収量実績は 87 t である。

ウ 乾電池

乾電池に含まれる水銀、亜鉛、マンガン等の金属類の再資源化と適正処理を推進するため、平成 5 年 12 月から、市役所本庁舎、区役所・支所・出張所・保健所、まち美化事務所、商業施設等に回収ボックスを設置して拠点回収を実施している。

平成 23 年 3 月末現在の拠点数は 131 拠点、平成 22 年度の回収量は 67 t である。

エ 蛍光管

平成 18 年 10 月の家庭ごみの有料指定袋制導入に伴い、市民のリサイクル機会の拡大を図るため、蛍光管の拠点回収を開始した。

回収協力店（電気店）を中心とした回収拠点において、買い換えの際に回収を行っている。また、まち美化事務所と区役所等 69 拠点においては、市民の持込みに対する回収を行っている。

平成 23 年 3 月末現在の回収協力店数は 225 店舗、平成 22 年度の回収量実績は 42 t である。

オ 使用済てんぷら油

家庭から排出される使用済てんぷら油の回収を平成 9 年 8 月から開始し、回収を実施している団体や個人に対し回収専用のポリタンクやのぼりを貸与し支援を行っている。また、平成 19 年度から回収実施団体等へ拠点数に応じた定額制の助成金制度を導入している。

平成 23 年 3 月末現在の回収拠点は市内全学区（220 学区）の 1,577 拠点、平成 22 年度の回収量実績は約 19 万リットルである。

(4) 業者収集ごみ

飲食店や商店などの事業者から、事業活動に伴って排出される事業ごみや一部のマンション等の家庭ごみについて、市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集し、市の処理施設に搬入を行っている。

(5) 持込ごみ

市内の家庭や事業所から発生する一般廃棄物については、持込ごみとして、排出者自らが市の処理施設に搬入することもできる。平成 21 年 10 月から持込ごみの手数料を改定し、

排出事業者に適正な処理費用の負担を求めている。

4 処理・再資源化

(1) 焼却

ア ごみの焼却

本市では、平成 18 年 10 月に耐用年限を迎えた南部クリーンセンター第二工場の稼働を休止し、平成 19 年 1 月から新たに北部クリーンセンターを稼働させた。

南部クリーンセンター第一工場、東北部クリーンセンター、北部クリーンセンター、東部クリーンセンターの 4 工場体制により、衛生的処理及び減量化を目的として、焼却処理を行っている。

【クリーンセンター別焼却量】

(単位：t)

年度	南部クリーン センター第一工場	東北部クリーン センター	北部クリーン センター	東部クリーン センター	合 計
平成 19 年度	169,222	174,334	102,659	122,013	568,228
平成 20 年度	167,526	142,801	104,798	116,361	531,486
平成 21 年度	153,377	140,547	102,272	104,987	501,183
平成 22 年度	150,994	120,161	100,319	98,051	469,525

イ 公害防止

各クリーンセンターにおいて、ろ過式集じん機（バグフィルター）や触媒脱硝装置等の高度排ガス処理設備、また排水処理設備により、焼却に伴う公害を防止するため細心の注意を払っている。さらに、工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めている。

ウ 余熱利用・発電

クリーンセンターから発生する焼却余熱は、余熱利用施設へ供給するとともに、発電に活用している。発電した電力は所内で有効活用するほか、隣接する施設に供給を行い、さらに余剰の電力は電力会社に売却している。平成 22 年度の売電収入実績は約 3.2 億円であり、運転経費の削減と熱エネルギーの有効活用を図っている。

また、北部クリーンセンターでは、太陽光発電も行っている。

【発電実績】

年度	総発電量 (kWh)	売電量 (kWh)	売電収入 (円)
平成 19 年度	213,577,853	74,343,372	548,342,813
平成 20 年度	184,138,620	57,736,178	430,643,592
平成 21 年度	171,199,589	53,411,592	450,565,130
平成 22 年度	154,761,479	42,982,410	317,858,104

(2) 破碎

収集された大型ごみ等は、南部クリーンセンター、東北部クリーンセンター、東部クリーンセンターの破碎施設で破碎後、資源化可能な鉄分を回収し、可燃物は焼却している。

(3) 埋立

不燃物やごみの焼却により生じた灰については、東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）及び大阪湾広域処理場で埋立処分している。また、東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）では、持込ごみとして市民や事業者から排出されるがれき類等の不燃物の受け入れを行っていたが、平成 21 年 10 月 1 日から廃止し、市民からの不燃物の受け入れは、南部クリーンセンター、東北部クリーンセンター、東部クリーンセンターで行っている。

なお、埋立処分に伴う浸出水については、排水処理設備を設置し、浸出水の浄化に万全を期している。

【埋立量実績】

（単位：t）

	東部山間埋立処分地		大阪湾広域処理場
	不燃ごみ	焼却残灰	焼却残灰
平成 19 年度	19,600	69,036	12,349
平成 20 年度	15,772	66,075	10,544
平成 21 年度	7,749	62,725	9,760
平成 22 年度	1,723	54,624	13,415

(4) 再資源化

ア 缶・びん・ペットボトル

市内全世帯から収集された缶・びん・ペットボトルについては、南部資源リサイクルセンター及び北部資源リサイクルセンターにおいて、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色ガラス、ペットボトルの選別を行っている。その後、ペットボトル、その他色ガラスについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化事業者引き渡ししており、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びんについては、再資源化事業者へ直接売却している。その後、再資源化事業者により、各種製品にリサイクルされている。

イ プラスチック製容器包装

市内全世帯から収集されたプラスチック製容器包装については、西部圧縮梱包施設、横大路学園において、選別・圧縮梱包等の中間処理を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化事業者へ引き渡ししている。その後、再資源化事業者により、各種製品にリサイクルされている。

ウ その他

(ア) 魚アラ

焼却に適さず、適正処理が困難な魚のアラについては、再資源化ルートの確保と公害防止を図るため、行政関与による魚粉へのリサイクルを行っている。

平成 7 年に経営が破綻した市内唯一の化製場を本市が買収し、本市の積極的な関与

により発足した任意団体である「京都魚アラリサイクル推進協議会」が化製場の運営を行っていたが、施設の老朽化に伴い、抜本的な改善が必要となったため、平成 19 年度に建替え整備を行い、平成 20 年 4 月から、本市直営の一般廃棄物処理施設として「京都市魚アラリサイクルセンター」を稼働させている。

【稼働実績】

(単位：t)

	搬入量	処理量	製造量	売却量
平成 21 年度	5,396	5,197	1,028	1,020
平成 22 年度	5,530	5,322	1,094	1,106

※ 搬入量には他都市再搬分を含む。

(イ) 使用済てんぷら油

使用済てんぷら油をバイオディーゼル燃料に転換し、ごみ収集車や市バスの燃料として利用する取組を平成 9 年度から実施している。バイオディーゼル燃料は、大気汚染の原因となる二酸化炭素や黒煙を出さず、原料がバイオマスである使用済てんぷら油であることから、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を増加させないというメリットがある。

平成 16 年 6 月からは、日量 5,000 リットルの製造能力を有する本市直営の「京都市廃食用油燃料化施設」を稼働させ、年間 140 万リットルのバイオディーゼル燃料を精製している。現在、ごみ収集車 147 台、市バス 93 台の燃料として活用し、年間 4,000 t の二酸化炭素削減に寄与している。

【精製量実績】

(単位：リットル)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1,620,000	1,515,000	1,522,000	1,561,000	1,406,000

5 手数料

【一般廃棄物処理手数料】

区 分				単 位	手数料(円)
本市が定期的収集する一般廃棄物		特定資源ごみ 【資源ごみ（缶・びん・ペットボ トル、プラスチック製容器包装）】		指定袋の容量10 ^{リットル}	5
				20 ^{リットル}	10
				30 ^{リットル}	15
				45 ^{リットル}	22
		特定資源ごみ以外の一般廃棄物 【燃やすごみ】		5 ^{リットル}	5
				10 ^{リットル}	10
				20 ^{リットル}	20
				30 ^{リットル}	30
				45 ^{リットル}	45
本市が収集する粗大ごみ 【大型ごみ】				3,200 円以内において別に定める額	
犬、猫等の死体 【死獣】				1 体	4,600
その他の一般廃棄物	占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合		100 ^{リットル} までごと	800	
	一般廃棄物収集運搬業者が市の施設に搬入し、処分を委託する場合 【業者収集ごみ】		100kg までごと	1,000 (注)	
	占有者等が市の施設に搬入し、処分を委託する場合 【持込ごみ】	その他	1 回の搬入量が100kg 以下のとき	1,000	
			1 回の搬入量が100kg を超え600 kg 以下のとき	1,000 円に100kg を超える部分が100kg に達するまでごとに1,500 円を加えた額	
			1 回の搬入量が600kg を超えるとき	8,500 円に600kg を超える部分が100kg に達するまでごとに2,000 円を加えた額	

(注)：業者収集ごみ手数料(許可業者搬入手数料)について、「100kg までごとに500 円」とする減額措置を行っていたが、平成18 年4 月から減額措置を廃止し、適正な処理費用の負担を求めている。激変緩和のための据え置き期間2 年間を経て、平成20 年4 月から段階的に引き上げを行っている。

年度	単 位	手数料(円)
平成18 年度	100kg までごと	500
平成19 年度		500
平成20 年度		650
平成21 年度		650
平成22 年度		650
平成23 年度		800
平成24 年度		800
平成25 年度		800
平成26 年度		1,000

6 今後の主な施設整備

(1) 焼却灰溶融施設整備

各クリーンセンターから排出される焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、焼却灰を減容化・安定化させる施設を建設している。

＜場 所＞ 東部山間埋立処分地内

＜処理能力＞ 330 t / 日

(2) 南部クリーンセンター第二工場建て替え整備

南部クリーンセンター構内敷地において、平成 18 年度に休止した第二工場を建て替え整備する。

既存の施設を解体・撤去した後に、焼却施設、粗大ごみを破碎・選別処理する選別資源化施設、ごみに含まれる厨芥類等からガスを回収するバイオガス化施設を併設したクリーンセンターを建設する。

平成 20 年度に環境影響評価手続が完了している。

＜場 所＞ 伏見区横大路八反田 29 番地

＜処理能力＞ 焼却施設 500 t / 日

選別資源化施設 180 t / 日

バイオガス化施設 60 t / 日